

現在子育てをしている社員、これから子供を産み育てようとする社員が、仕事と子育てを両立し、継続して就業していくことによって、その持っている力を伸ばし、またその力を発揮して企業の発展に貢献してもらえよう、以下のように行動計画を策定する。

計画期間 令和 8 年 1 月 1 日 から 令和 12 年 12 月 31 日

● 計画 1 社員全体に対する産前産後休業、育児休業制度の周知

令和 8 年 1 月～

- ① 社員全員を対象に出産・育児にかかる諸制度の周知を行う
- ② 対象社員に対して、顧問社労士との連携で、妊娠から出産、産前産後休業、育児休業取得までの流れがわかるフローチャートを使い、説明を行う。
また休業中に受けられる各種給付、社会保険料の免除等の説明を行い、休業中もフォローできる体制を整える。

● 計画 2 子育てにかかるサービスを利用する際の費用援助

令和 8 年 1 月～ ミーティング等を通じ、社内ニーズの把握

令和 8 年 4 月～ 具体的な対象となるプランの作成

● 計画 3 年次有給休暇を取得しやすい職場風土作り

令和 8 年 1 月～

年次有給休暇の取得状況を把握、取得を阻む原因や要素の洗い出し
必要に応じて業務体制の見直し

令和 8 年 4 月～

取得が進まない社員へ個別の働きかけを行う